

平成26年度第2回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時：平成26年7月7日（月）9時30分～12時00分

2 場所：議会棟第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

宮本みち子委員（会長）、大場隆委員（副会長）、浅野雅子委員、伊藤雅子委員、岡本正彦委員、小倉和也委員、佐藤慎二委員、野中定枝委員、畠山一雄委員、藤澤彩委員、森島弘道委員、山崎淳一委員、吉江規隆委員、吉田美子委員（五十音順）

(2) 事務局

【こども未来局】 石井こども未来局長、片桐こども未来部長

【こども未来部こども企画課】 植草課長、鈴木課長補佐、上田主査

【こども未来部健全育成課】 渡邊課長、丸山こども家庭支援室長

【こども未来部保育支援課】 松浦課長、秋庭課長補佐

【こども未来部保育運営課】 若菜課長、中谷担当課長、岡崎課長補佐

【保健福祉局健康部健康支援課】 角田課長

4 議題：

(1) 教育・保育の「量の見込み」について

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

(3) 各種基準条例（案）について（報告事項）

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 「教育・保育の『量の見込み』」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った。

(3) 各種基準条例（案）について事務局より報告があり、質疑応答、意見交換を行った。

(4) 次回の会議について事務局より説明があった。

6 会議の経過：

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回千葉市子ども・子育て会議を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本市では夏季の電力需給の逼迫への対応や、地球温暖化対策の一環としまして、軽装による執務、クールビズを実施しております。職員もノーネクタイで臨ませていただいておりますので、委員の皆様にもご協力のほどお願いをいたします。

まず、委員の皆様の出席状況でございますけれども、本日は在原委員、榎沢委員、久留島委員、原木委員から欠席のご連絡をいただいております。また、浅野委員、伊藤委員におきましては少々おくれての到着となっております。つきましては、14名の出席となりますので、千葉市子ども・子育て会議設置条例第5条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様のご紹介、事務局職員の紹介は、お手元の委員名簿、席次表の配付によりかえさせていただきますが、この4月より新たに委員をお引き受けいただいております、植草学園短期大学福祉学科教授、佐藤慎二様をご紹介いたします。

○佐藤委員 初めまして。植草学園短期大学の佐藤と申します。第1回目の会議は欠席をいたしまして大変失礼をいたしました。専門は発達障害と特別支援教育でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうも10時50分ぐらいに、次の会議があるものですから失礼してまいります。お世話になります。

○事務局 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、お手元の資料等を確認させていただきます。

向かって左側には、次第、席次表、委員名簿、会議の公開について、日程調整表の5点を、中央には配付資料、右側には、青いバインダーの参考資料集を配付しております。中央の配布資料でございますが、詳細を申し上げますと、資料1としまして、教育・保育の「量の見込み」について。資料2としまして、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について、資料3-1としまして、子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準の位置づけについて。資料3-2、千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について。以上の4点でございます。

資料の不足等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お気づきの点がございましたら、事務局にお申しつけください。

次に、配付しておりますバインダー、青いバインダーの参考資料集ですが、こちらにつきましては、国の資料やニーズ調査結果の報告書など、今後の会議の際にご参照いただく機会がありそうな資料をまとめたものです。これはお持ち帰りいただく物ではなく

て、今回以降、毎回、会議のたびに机上に置かせていただきますので、中にお持ち帰りになりたい資料等がございましたら、またこちらで送付等させていただきますので、お気軽に事務局にお申しつけください。

ニーズ調査結果でございますけれども、その報告書につきましては、先日、概要版をデータで送付させていただきましたが、このバインダーに全体版をつづってございます。現在、委託業者が印刷製本を行っておりますので、そちらも仕上がり次第、皆様に送付させていただきます。こちらの全体版のデータにつきましては、こども企画課のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

次に、会議の公開に関する取り扱いでございますが、お手元の「会議の公開について」というペーパーにございますとおり、この会議は公開にて行われております。会議を傍聴される皆様におかれましては、お手元の傍聴要領の2に記載しました注意事項を守っていただきますようお願いいたします。この注意事項に違反した場合、退場していただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の石井よりご挨拶を申し上げます。

○石井こども未来局長 改めまして、おはようございます。この7月1日付で着任をいたしました、こども未来局長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私、こども行政を離れまして丸5年がたって戻ってきたところでございます。その間に、千葉市の子どもたちを取り巻く環境、そして制度等もかなり変わっておりますので、早く当時の勘を取り戻して、皆様とともに子どもたちのために頑張っていきたいなと思っております。

さて、新制度につきましては、先日、政府が来年4月から必ず実施するという強いメッセージを送ってまいりました。私ども千葉市としては、準備期間の不足やあるいは財源の問題等々ございますが、そうした中で、目的は子どもたちと保護者の皆様方のサービスのさらなる向上、これが第一でございますので、忌憚のないご意見をいただきながら、子どもたちや保護者の方々のために、千葉市に来てよかったなというような行政を展開していきたいなと思っております。

簡単ではございますが、今日はすごく蒸し暑くて、まだ冷房も入っておりませんので、どうぞ体調に気をつけていただきながら、午前中、活発な議論をしていただきたいと思います。

以上でございます。それではよろしくお願ひします。

○事務局 どうぞ、暑くなっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、宮本会長にご挨拶をお願いいたします。

○宮本会長 おはようございます。しばらくぶりでございます。

この会議も回を重ねまして、事務局は大変精力的に作業を進めていただいたことがよくわかるのですが、量的見込みについてかなり全体の輪郭が見えてまいりましたので、本日

はそれがいいかどうかということと、それから、さらにもう少し突っ込んで、この制度をよりよく進めるためのいろいろな意見交換ができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は宮本会長にお願いいたします。

○宮本会長 それでは、議事に入りたいと思います。

それで、本日の議題の概要について、まず、事務局からご説明をいただきます。

○植草こども企画課長 皆様、おはようございます。こども企画課の植草でございます。

本日は、ご多忙中、朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私からは本日の議事の流れを簡単にご説明させていただきます。

お配りした次第でございますように、本日の議題は3点ございます。

まず、議題（1）と議題（2）、こちらは前回ご議論いただきました量の見込みに関するものでございます。ニーズが過剰に高く、あるいは低く出ている事業につきまして補正を施しておりますので、その内容につきましてご意見をお聞きし、本日を持ちまして、できましたら量の見込み、これをおおむね固めさせていただきたいと考えております。

また、資料を事前送付させていただきました際にもご案内申し上げましたが、補正の方法の是非だけではなく、この量の見込みに対します確保方策を検討していく際に留意すべき点などにつきましても、幅広くご意見をお聞かせさせていただきたいと存じてます。

今回は事務局からのご説明を最小限にさせていただきまして、その分を皆様の意見交換に充てていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、議題（3）ですけれども、こちらは先日、6月30日に、社会福祉審議会児童福祉専門分科会という会議、この会議とは別のものなのですが、附属機関にご審議いただきました内容のご報告になります。

本市では、この会議が所管する事項ではないと整理しておりますけれども、今後ご議論いただくこととかかわりが深く、教育・保育等の質に関することでもございますので、ご報告させていただくものです。

それでは、皆様、本日、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○宮本会長 ありがとうございます。

本日も、量の見込みということで、前回の議論の結果を受けまして、補正をどうするのかという点に関するかなり膨大な資料が出されておりますけれども、今、植草課長からご説明がありましたように、事務局の説明をできるだけコンパクトにさせていただいて、意見交換の時間をできるだけ確保したいという事務局のご意向でございます。私もこの補正のいろいろな細かいことをやりだすと、説明するだけでもかなり時間がかかるので、そのあたりのところは簡略にさせていただいて、あと質問の中で説明が必要だということがあれば

そこで対応していただくというやり方がよろしいのではないかという感じがいたします。そんなことで進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 それでは、最初の議題です。議題(1)でございますけど、教育・保育の量の見込みについてということで、事務局からまずご説明をいただきます。どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 それでは、教育・保育の量の見込みについてですが、お手元の資料1をご覧ください。

結論から申しますと、前回の会議でお示ししました教育・保育の量の見込みから、補正はしないで前回のままの数値ではどうかということで事務局としては考えております。

理由といたしましては、前回の会議では、事務局から0歳児の量の見込みにつきまして、現状の4月が10.3%程度だったのに対して、現状のニーズ調査の結果では30%を超えるような状況になっておりまして、これが少し高過ぎるのではないかということで、補正を考えてはいかがかというようなお話を申し上げましたが、この資料1の「理由」の3個目の丸の下の数字のところなのですが、10%程度の数値と言いますのはあくまでも4月1日の数値でございます、3月の数値で見ますと26.11%、これが現状です。保育所に入りたいけれども入れない方も含みます。保育所を利用したいと言っている方のニーズが現在、現状で26.11%ということでございまして、最終的な、前回お示しした31.5%と若干乖離はございますが、これはニーズ調査の結果を尊重して、このままでいいのではないかと考え直してございます。

事務局からの説明は以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明は、前回まで、0歳児の保育ニーズがかなり高ぶれているということで、それをどう考えるかという議論をしてきたわけですが、事務局で検討していただいた結果は、4月から年度末にかけて0歳児の場合には利用者数が増えていくという特性を持っているということを考慮して、補正の必要なく、前回の数値のままでよいのではないかとご提案でございます。

ということで、0歳児以外の量の見込みも含めて、教育・保育の量の見込みの事務局案についてご質問、ご意見がございましたら、どうぞ、お出しいただきたいと思っております。どなた様からでもどうぞ。

○畠山委員 この数字が、25年から1年間で27年になっているのですが、直近の26年の数字というのはわかりません。例えば、4月1日現在のこの数字でどうなっているのでしょうか。

見てみると、約800人が、27年になって2,500人ぐらいの数字になっていますよね。それから、例えば幼稚園は、これは5月1日現在の実態調査の数字になっているのですが、利用者数が1万2,798人。これが、27年度になると、64時間にした場合には1万1,154人ということで、かなり大幅に減っているのですが、この辺のところはどんな数字になるのですか。

かね。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課です。今現在持ち合わせている数字でなんですが、申しわけないのですけれども、26年4月の、保育所に入所している、または入所申し込みをしている方の割合なのですが、これは28.3%が26年4月1日の数字でございます。

○畠山委員 0歳児ですか。

○秋庭保育支援課長補佐 すみません。全部合計しての数字になります。0歳児だけの数値は、申しわけないです、今用意していません。

○畠山委員 いいですか。

○宮本会長 どうぞ。

○畠山委員 これ、わからないのですが。

○宮本会長 すみません、上田さん、どうぞ。

○こども企画課 こども企画課、上田と申します。

お尋ねの中に幼稚園の件もございましたが、直近の幼稚園の数字、幼稚園に調査をさせていただいて、ただいま数をまとめておりますけれども、今回正確な数字をお持ちできてはいませんが、幼稚園に入園している園児さん、全体の数は若干減少傾向と出ております。正確な数字はまた改めてお知らせさせていただきます。

○宮本会長 どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 この量の見込みに基づいて、千葉市でおそらく施設整備の計画をつくっているのではないかと思うのですけれども、病児保育もそうなのですけれども、0歳児のところは3倍ぐらいってなってくるのですかね、それがもう一つよくわかりません。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 0歳児については、先ほどの説明の中でも多少触れたのですけれども、確かに4月1日時点では10%、結果から見ますとこれが約3倍になっておりますが、0歳児の特性というか特徴としましては、年度の後半になるに従って入所の申し込みがどんどん増えていくという状況でありまして、徐々に増えていって、現状でも3月1日の時点では26%ほどになっているということで。それから見ますと、多少の高ぶれと申しますか、現状からプラスでニーズというのは上がると見込めますが、それほど何倍にもなる数値とは思っておりません。

○宮本会長 畠山委員、いかがですか。

○畠山委員 この辺とか、政府との兼ね合いもあると思うのですが、今、私どもの職員を見てみると、育児休業を1年間しっかりとるという人が増えていて、全体的に、おそらく役所なんかもそうだと思うんですけども、だんだん育児休業をとる人が増えてくるのではないかと思うのですが、その辺のところを勘案して、この数字を出しているのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○こども企画課 こども企画課の上田でございます。

今の、3倍に見えるというこの数字なのですが、私どもの数字の出し方が当初、あまりうまくなかったなということもあるのですが、ニーズ調査の結果というのは、その4月1日に使いたいですかとは聞いておりませんので、おそらくニーズのてっぺんであろうと。そのニーズの最大値がニーズ調査の結果であると。そのときに、比べる相手というのが今まで4月1日という、0歳児の場合は年度の中で一番少ない数と比べてしまっていたので、あたかも3倍ニーズがあるように見えていたというのが1点目になります。

あとは、育児休業につきましては、もともとこの資料をお出ししました前々回のときから、育児休業を10カ月とって、産休2カ月と合わせて1年という方の割合を割り引いて推計させていただいております。

この後、育児休業、どれだけ増えていくかというのはわかりませんが、今後の5年間ずっとこの数字で固定ということではありませんので、そこは世間の情勢を見て判断させていただくということになると思います。

○宮本会長 野中委員、挙手されていますが、どうぞ。

○野中委員 数字のことで難しいなと思っているのですけれども、3月の26.11%という数字を見込みの数字にするのか、最初の10.何%というの見込みの数値にするのかというのがよくわからなかったので教えていただきたいなど。

あと、育休をとったときに、やはり年度途中の復帰というのがすごく難しかったりするというお話をよく周りの方から聞くのですけれども、例えば1歳児とかで、その分何か余裕を持って見ておいていただけたらと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えか、伺ってみてもよろしいでしょうか。

○宮本会長 よろしいですか。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課、秋庭でございます。

ただいまのご質問なのですが、今回の目標というのは最大値、特に4月1日ということにこだわらずに年間での最大値ということで設定しております。これは現状で言えば3月が一番高い数字になっておりますので、3月の数値を念頭に置いてつくっております。

それから、年度途中の復帰のお話につきましても、年間の最大ということ言えばそういったことも可能に、この計画どおりに行けば可能になってくるのかなと考えております。

ちなみに、ニーズ調査の結果では、育児休業の職場復帰の時期に、現在約54.7%の人が、あえて年度初めの入所の時期に合わせて育休から復帰しているという調査結果が出ております。

○宮本会長 どうぞ、野中委員。

○野中委員 すみません。4月に多いというのは、4月だと入れるという見込みが皆さんあるからだと思うので、もしそれで見込みが、ちゃんと入れるということが現状として認識されれば、もっと途中で入る人が増えると思うのですけれども、そのあたりはどのようにされているのでしょうか。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 例えば0歳児ですと、資料1の別紙の、一番左上をごらんいただきたいのですが、0歳児のみの平成25年度の数字があります。4月1日の数字で10.43%です。対しまして、資料1の裏面になります。3月になるとどうなるかというので見ていただきますと、26.11%、年度の初めから3月にかけて、0歳児というのは倍以上です。2.5倍保育所に入りたいという方が増えるというのが現状です。

ちなみに、また資料1の別紙、1・2歳児のところを見ていただきたいのですが、25年4月1日ですと29.68%です。資料1の裏面の②のところを見ていただきますと、30.52%ということで、ほとんど増えていません。

やはり、今ご指摘のとおり、0歳児というのは育児休業をいつのタイミングで切り上げて復帰するかということで、年度途中で利用お申し込みが増えると認識しておりますので、量の見込みについては、この年間を通じての最大値で決定すべきであると考えての設定でございます。

以上です。

○宮本会長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

○岡本委員 1年間でそれだけぶれる数字であれば、資料1の別紙ですよね、今後もこれがベースになっていくのであれば、やはり比較する時期を同じにする、もしくは中心を据えるということをしていただかないと、今みたいにいろんなギャップを感じますから、資料作成で注意してもらったらいいと思います。

○宮本会長 そのあたりは、確かにご説明いただかないとわからないところがあるかと思えます。

それでは、この量に関しては一応今のご説明のように、ピーク時の3月を基準にして量の確定をするというようなことでよろしいでしょうか。

もう一回申します。現時点の事務局案を了解していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 そうしましたら、少し内容に踏み込んで意見交換させていただきたいんですが、幼稚園、保育所、それから認定こども園、それから小規模な保育事業など、多様な手段で教育・保育を提供していくと。これが現在作ろうとしている計画でございますけれども、その際の方向性であるとか留意する点とか懸念されることについて、幅広く意見交換をしたいと思えます。

ニーズ調査の調査票を検討するときかなり質の問題について踏み込んだ意見が少し出されと思いますけれども、ようやくそれができるようになったということで、少し幅広くご意見いただければと思います。

突然幅を広げて、どこの意見を言ったらいいか困るというお気持ちもあると思いますので、例えば幾つか考えられることがあるかと思いますが、例えば認定こども園の普及を促進し

ていくべきなのか、保護者にとって認定こども園のメリットはどこにあるのかというようなことも意見交換する一つのテーマであるかと思います。

あるいは地域型の保育事業、この新制度の中では一つの重要なポイントですけれども、これを普及促進していくべきなのか。あるいは、もしそうだとすると、どんなことを留意したらいいのかということについて、いろいろご意見がおありかと思います。

あるいは教育・保育の質の確保といった場合に、質としては何を重視したらいいのか。たしか、調査票の検討のときにも既にいろいろなご意見が出ていたように記憶しています。あるいは保育の提供という問題とワーク・ライフ・バランスの問題。これも大変大きく、既に様々なご意見が出たように思いますが、改めてご指摘いただければ。あるいは、特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育の提供のあり方。それから、ベビーシッター事件などのような痛ましい事件というのも起こっておりますけれども、こういうことを防ぐための方策。このようなことが質の問題としては議論すべき内容になっているかと思いますが、今、私が挙げさせていただいているのは例えばの話です。何かご意見いただければと思います。

どうぞ。

○山崎委員 今、会長の言われたことは、基本的には例えば教育・保育の質の確保ですとか、あれについては、例えば質の確保をどうしようかと今も実施していますね。

○宮本会長 ええ。

○山崎委員 我々というか当事者にしますと、消費税絡みがあるのですね。消費税絡みで質の確保をどうしているのか。当然、今も我々、努力していますけれども、それによってかなり質の改善というのが図られるのではないのかというのもあります。

もっと細かいことを言えば、0歳児は例えば3対1ですね、今。1・2歳児は、千葉市の場合、5対1になります。国基準では6対1ですね。なおかつ、3歳児については20対1の基準です。これを15対1に絞る。これは平成29年までの間にどう確保しようとか、いろんな問題が絡んでくるのですね。

ここで、例えば、いや、これはもう千葉市として来年から3歳児は15対1にするんだよと。あるいは、今年からするという議論をここでしてほしいということですか。その辺がわからないので、申しわけないです。

○宮本会長 そうですね。申しわけありません。ごもっともなご意見だと思います。

今日この段階でそういう絞り方をすることは無理なので、とりあえずは出させていただきます。しかもこれ、5か年計画ですので、来年スタートした後、5か年の中で財源の問題も含めていろいろと状況も変わってきますので、その中でさらに検討が進んでいくということを見込んだ上で、ここで単に量の見込みの議論をするだけでは残念ですので、意見を出していただいたらいいのではないかということです。

そんな抽象的な話をしても始まらないというようなご意見がありますでしょうか。

○山崎委員 もう一ついいですか。

○宮本会長 はい、どうぞ。

○山崎委員 もう一つ、認定こども園を促進していくのかとか、いろんな提案があったんですけども、これは我々サイドからしますと、今、わかりやすい絵は、幼稚園と保育園が機能を一体化したものというのが認定こども園だと思っています。

なおかつ、いや、そうじゃなくて今までの、やはり幼稚園は幼稚園、保育所は保育所でいいんだよ、これを選択してもいいですよということは、我々施設側には求められているかというのはこれからの方針として出されると思う。したがって、認定こども園をどうしても促進していくんですよという形では打ち出されていないのですね。

だから、それとも認定こども園を促進していくべきなのかどうかということをお聞きされてしまいますと、まだまだ煮詰まらない部分があります。国でも。それをもうないがしろにして、どうしようかということではなくて、千葉県独自のものを出せというのは、今のところ出せると思います。ある面では夢物語みたいなことを言えるかもしれない。現実、そうはいきませんから、その辺のことをわきまえた上で議論する必要があるなと思っています。

○宮本会長 畠山委員、どうぞ。

○畠山委員 山崎委員の意見に私、同感できるところがあるのですが。もう27年からですから、子ども・子育て支援新制度に移行するかについて、私立幼稚園の場合は7月11日までに意向調査、後で変更してもいいということですが、かなりみんなこれについて苦慮しているのですね。

不十分な情報で、公定価格は一応国で発表されましたけども、これが今と比べてどうなのだったときに、ある程度小規模な幼稚園ならいいですけども、ある人数を超えてみると、今よりも経常費補助金の、今の保護者からもらっている保育料と比べて減少するところが多いのですよ。

それから、あともう一つは、保護者負担です。国の基準ですと、たしか308,000円、千葉市の保育料、保護者からもらっている平均はたしか2万2000~3000円だったと思うのですが、今度、保護者負担はどうなってくるのかということがよくわかりません。

それで、あともう一つは、消費税が全部、社会保障一体改革、7,000億円のお金がこの分野に回ると言われているのですが、そのお金は、千葉市には、どのぐらい消費税が地方税として回ってくるのでしょうか。それから、県の負担と市の負担は1対1と言っているのですけれども、県の負担がきちっとされるのでしょうか。千葉市もそれだけの予算がとれるのでしょうか。

いろんな議論をしようと思うと、金目の話ではないと言うのですが、やはりお金が物すごく経営する側にとっては大事な話なのです。それで、そういったことをこの千葉市の行政の方は、どのぐらいの税負担をこの分野に投入されるお考えなのでしょうか。とりあえず、その地方税が回ってくるにしても、それが年金だとかほかの分野にもだと、今度取り合いになると思うのですね。

ですから、今の目先の、私たちは1年、2年ということよりもこの5年、10年先を、子育ての環境を考えれば、できるだけ政府の考えているようなことやっていったほうがいいのではないかという思いがあるのですが、その辺のところは全く見当が付きません。

それから、保護者負担の問題についても、千葉市においては保育所の場合には大体、そこから2割か3割ぐらい、市の独自財源で補填していると思うのですが、幼稚園にはほとんどないのです。

ですから、今後、何か議論するのであれば、保護者負担が保育園に通っている子どもたち、それから幼稚園の施設型給付を受ける子どもたち、それから私学助成制度を受ける子どもたちにとっても、負担が同じように千葉市が調整をしてもらえるような制度設計を是非していただきたいと思えますし、最大限、国の公定価格を下回らない財政措置がとれるのでしょうか。それができないのであれば、いかにここでいろいろな議論をしても、みんな絵に描いた餅で終わってしまうのではないかと、非常に懸念をしております。

以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。まとめた後に、事務局からお答えできるものは答えていただくことにします。一問一答だと、多分かなり膨大な議論になると思えますので、せっかくいろいろな立場の委員がお集まりなので、それぞれの立場からご意見をいただくということにしたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉江委員 量の見込みと、あと、質というところで、親は第1希望の施設に入りたいという希望が、今度は質としては通るような形になっている。それがやっぱりこの0歳の数を見た場合に、この定員枠を増やす。緑区だけ残っている、飛んでいるのですよね、パーセントが。ですから、そこら辺は今後の需要のパーセントというところで、そこは少し増やしてもいいのかなということで、(資料1別紙の)※1のように下に書いてある希望のところに入れるように。

現状だと、美浜区ですと、A保育園に入りたいといっても、その点数といったような形で、区の中で点数が高い順に入っていると伺っているのですけれども、それが希望園の中で優先順位とかいう形で入れると、希望した園のところを優先的に入れると。

うちあたりでも、空きはあるのですけれども、第2希望のところが入っている。そうすると、利用者の満足度というのは、希望のところに入れて初めて一番の満足度という形になると思うので、同じ公費でも数的に入るのではなくて、希望が通るような形でこの点数というものであればとは思います。そういう希望です。

○宮本会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○吉田委員 子育て支援館の吉田です。

私はもう、実践というか、実際に少し、多々あることをお話しさせていただきます。

認定保育施設ができておりますけども、支援館の周りにも、ビルの中に多く、認定保育施設があります。それで、やはり庭等がないので、支援館の中で、広い場所で遊ばせてほしいということで来館されるのですね。実際、その中で質のこと、保育士の質の点ということになってしまうのですけども、非常にまだ若い保育士さんが多くて、いろんなことが教育されていないのかなと思います。

実際、けががあったのですね。子育て支援館はホールが6階にあります。お帰りになるときに、保育士さん2人と、さっき対比の話も出ましたけども、人数が多かったのか、10人位いたのかなという感じですね。けれども、エレベーターに乗るときに子どもを奥に入れてしまい、最後の子どもが手を挟んだと、そういうことがありまして。うちは看護師がおりますので、治療をしながら冷やしたりしておりました。

そのときに、私も以前保育所にいたものですから、エレベーターに入るとき、子どもを誘導するときこういうふうにしたほうがいいのではないかと、という感じで、余計なことなのですけど、そういうお話もさせていただきました。やはり一つ一つの、まだ初めての経験みたいな、そういう保育士さんも多いのかなという感じがしまして。もちろん、しっかりした保育園さん、来館される方もいるのですけども、こういう傾向に二、三園の方がいるのかなという感じがしましたので。

やはりその辺の、千葉市も指導に入っていると思うのですけど、まだまだそういうちょっとしたことが気にかかるというか、私は気がねなく、楽しく過ごしていただくのが一番なのですけども。その辺で、泣いているときにも子どもとのかかわりというか、なかなか、その放っておくというので、支援館の保育士がこういうふうになると泣きやむのではないかと、ほかの方のご迷惑になったりもしますから、ということも教えてあげたりはするのですけど、なかなかその辺がいっぱいいっぱいの、その人数の対応の中で保育をしているのかなと思いましたので。

数々あるのですけども、なかなかその辺が、質というところを考えると非常にまだまだ問題が多くあるのかなという、感じております。

○宮本会長 保育士の質と量、量の確保が非常に重要な中で、質をそれに合致させていくかというのは、かなり大きなテーマになっております。

あとお二人で終わりにしたいと思います。

藤澤委員。

○藤澤委員 幾つか、認定こども園の基準のことでお話をさせていただきたいと思います。

認定こども園の基準は、国の子ども・子育て会議の中で長い時間かけて話し合われましたけれども、より質の高い教育・保育の提供ということで、幼稚園、それから保育所基準のさらに高いほうというところで定められました。

保育者の資格につきましても、幼稚園教諭と保育士の両免許ということでの保育・教育ということで位置づけられました。それから、新しい新幼保連携型認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領が新しくつくられております。という

ことで、認定こども園は幼稚園よりも保育園よりもより質の高い内容、それから施設を目指すということにつくられています。

ただ、今回の国の公定価格においてはそれが全く反映されていないという状況で、実際に認定こども園を運営しているところについては非常に厳しい状況になってきています。

なぜかという、今、既に認可幼稚園と認可保育園を運営してしまっていて、それに対して機能認定ですので、機能に対して認定こども園と認定をいただいているからです。

新制度の中では施設を一つということ、園長も1人。今は園長が2人います。副園長もいます。主任もいます。しかし、それが2分の1になってしまうということ。うちの園でも試算しますと、新しい制度の中で、幼稚園は幼稚園で、保育園は保育園で運営した場合と、一本化した認定こども園にした場合とでは、1,000万円格差がついてしまいます。1,000万円以上ですね。

現在の収入と比較するのは、それは足りないものは上乗せで徴収を下さいということ。国は示してきていますけれども、多大な上乗せ徴収をすることは、やはり現在、国で定めている保育料負担よりも上がってしまう可能性が逆にあつたりもしまして、非常に難しくなっています。

ただ、認定こども園の基準というのは、未来の最低基準だと理解しています。これから先、子どものより質の高い教育・保育を提供していくために、今、最低基準になっていますし、それから職員配置も現実では、これもとても見られないような感じで国が決めていますので。これから先、未来の最低基準ということで、私たちは理解して取り組んでいこうと思っています。

それで、一つ、これから後でご説明いただく中で、おそらくこれからの保育所だとか認定こども園だとか、そういう基準のことになっていくかと思うのですけれども、一つ私たちがこども園の認定で危惧しているのは、階数制限です。

今、保育所は階数制限がほとんどない状況で、避難設備とか園舎の広さ、保育士の配置等を認められれば、あるいは代替の運動場、屋外運動場を認められれば、保育所は階数制限なしで施設にできるようになっているかと思います。保育所の建築でも、屋外の階段がなくてもいいようになってしまいましたよね。それを非常に私たちは心配しています。先ほど先生がおっしゃったことと同じです。

建築の中で何を基準に子どもの安全を考えるかといいますと、屋内で避難階段がありますよね。あの中は安全ですということなので、あそこまで逃げられればいい半径で、保育所を、それから階段の位置を決めるそうです。

0歳児、せいぜい保育者が運べるのは2人です。非常時に運べるのは前と後ろで2人です。

それから、2歳児は自力歩行が大丈夫とはいえ、6人に1人、あるいは千葉市は5人ですけれども、5人に1人の先生で、5人の2歳児を緊急時に移動することができるでしょうか。それから、いろんなビルの中に入っている保育所もありますけれども、外部の一般

の施設の人たちが非常階段をみんな使って、その中で0・1歳、それから2歳の子どもを避難させることができるでしょうか。

ですから、基準の中で、今、東京都で問題になっているのは、そういう保育所と、それからもう一つ、屋上園庭ですね、屋上に園庭を設けて広さを満たせばいいという形で、そういうところに対して認定こども園を認めてしまおうという方向で来ているので非常に心配しています。

保育所は足りないので致し方ないかなと思うのですけれども、やはり2歳児の水平方向の移動時間は大人の2倍以上かかる。垂直の階段などでは、ましては5倍以上時間がかかる。緊急時のパニックになっている子どもの状態を考えますと、認可について検討してほしい。新しい新幼保認定こども園では3階以上も認めるということで、特段の理由がある場合にはということが入ってきてしまいました。これは津波を想定した場合のことで入れたわけで、やはり階数制限、それから屋上園庭が果たして子どもにとって保育環境として望ましいものなのかというのを考えた上で、千葉市もご検討いただきたいと思っています。

それと、先ほどの0歳児保育のことですけれども、私はどこの場においてもお願いしたいのは、0歳児に、これだけ全員入れる数を確保されるのならば、育児休業明けの予約をとったらいかがなと思います。お母様方は、育児休業が明けたときに入る保育園がないのではないかということで、心配だから前倒しをされている。

前、産休明け予約というのがあったと思います。保育園も、何月に何人、何月が何人ということで計画が立てられれば、非常に職員の配置もしやすい。年度当初から全員が入れるような保育室、人もそうですし、場所も確保することが果たしてできるのでしょうか。

やはりある程度、育児休業はワーク・ライフ・バランスの推進でも車の両輪ということが進められています。願わくは育児休業を最大限、1歳半まで延ばせれば望ましいし、年度途中で入れなければ、1歳になったときに半年延ばして必ず入れる保育園があれば、あるいは認定こども園があれば、お母さんたち、安心して育児休業をとることができます。

次世代では、新しく事業主の責務、それからいろんなことがより一層推進される方向で来ています。雇用保険から育児休業中の給付も65%まで引き上げられるということになっておりますので、そのあたり、保護者への啓蒙活動も含めまして、育児休業がたっぷりとれるように、あるいは男女で分けてとれるような方向で啓蒙活動を推進されるとともに、0歳児保育については、年度途中の育児休業明けというような形で、ある程度お母さんたちが安心して育児休業をとられるような方向を進めていただけたらというふうに希望します。

以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

重要なお指摘をたくさんいただいたのですが、野中委員、どうですか。

○野中委員 私は保育所に子どもを通わせているので、やはり質の点では、先生の数と子どもの数というのをぜひ検討していただきたいと思います。今、3歳児、20対1というこ

とですが、20人に1人というのは、子育てをして3人に1人でも相当大変なのに、20人に1人というと、相当疲弊されるのではないかなと心配しますので、先ほどあった15対1というのをしていただけるのであれば、それを希望します。

あと、千葉市の場合、3・4・5歳児縦割り保育をされているところが公立も私立も多いと思うのですが、その場合の子どもの数と先生の数の出し方というのはどういうふうになっているのかなというのは、前々から疑問に思っていることです。3歳と4歳と5歳を同じ数で計算されているのかなと思います。あとは3・4・5歳で縦割りなのですが、25人に1人ぐらい先生がつかれているのですけど、1人で見ていて、すごく大変そうで、もう帰るころには疲れていて、その先生が悪いわけではなくて、多分そうせざるを得ない状況だとは思いますが、はい、どっちが速いかと競争させて、もう何か見ていると、少し子どもも疲れるだろうなみたいな感じに、帰るころにはもうなっている場合もありますので、やはり数というのは、すごく少ない。子どもと先生1人とか、1クラスに2人はつけていただくとか、そういうことを希望します。

あとは、1クラスに2人いらっしゃるクラスもあるのですが、それはやはり障害児1人加配ということで、障害児に1人加配じゃなくて、1クラス2人というふうにしてもらえるといいのかな。そのあたりに消費税の分を投入していただけると、親としてはすごく安心だなと思います。

あとは、非常勤の先生なのですが、非常勤の先生にも研修とかをしていただいているのかなと思うのですが、研修を正規の先生以外にも受けられる機会があるといいなと思います。先ほどの保育士さんの質という面で、研修の充実というのをお願いしたいと思います。

あとは、以前にもお話ししたのですが、今後、料金体系が変わるということで、保護者としては短時間の保育認定であっても、例えば通勤時間等で長時間にしたいという場合に、今より負担が増えないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

たくさん的重要なご発言をいただいたのですが、これを千葉市からご説明いただくにはあまりにも多いので、この場で説明なり回答いただくべきものとそれ以外に分けます。この件は次回以降も続きますので、本日出た意見をまた整理していただいて、次回にもう一度、再提案のような形で市からしていただくということがメインになるかと思います。何か市からご説明等がありましたら、ここでお願いします。

どうぞ。

○片桐子ども未来部長 特に説明というわけではないのですが、これから、今ご議論いただいている量について、次回、多分8月から9月にかけて、どういう手法で量に対してサービスを提供するかというのを検討する上で、今いただきました留意すべき点、あるいは懸念すべき点ということにつきましては参考にさせていただきます。

この後、出てまいります放課後児童クラブ、それから地域事業、ここにつきましても、皆さんから、ご懸念されている点についてどんどんお出しただいて、我々がこれから施策を考えていく上でも情報として活用させていただきますので、よろしく願いいたします。

○宮本会長 ありがとうございます。

ということで、本日の、議題の（２）、（３）のところもご意見をたくさんいただくのですが、ここで何かを決定するというようなことではなく、これから議論を始めるということで、そういう了解のもとでたくさん意見がいただければと思います。

それでは、議題（２）に移りまして、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みでございます。事業の種類がたくさんありますので、まずは放課後児童クラブについて審議したいと思います。

事務局からご説明、お願いいたします。

○渡邊健全育成課長 健全育成課の渡邊でございます。それでは、座って説明させていただきます。

資料２をお手元をお願いします。表紙には１から11まで各事業がございますが、１枚めくっていただくと、「放課後児童クラブ」が見開きになっていると思います。１ページ目が前回の資料でございます。２ページ目は今回、修正、補正をさせていただいた後の資料でございます。

１ページの左下にある表と２ページの上にある表、これは全く同じ表でございます。この上の表を、下のように量の見込みを提案させていただきます。

まず、補正の考え方について、１番、低学年について。低学年については、前回説明したとおり、ニーズ調査と実際の利用がかなり近い部分がありますが、区によってはニーズが高かったり、実際に今年の４月の利用が高かったり、凸凹がございましたので、その辺、推計値、ニーズ調査と実績、この高いほうを推計とさせていただきます。

２点目、高学年ですが、ニーズ調査の結果によりますと、ほぼ４年から６年生まで均一になっていましたが、既に先行している政令指定都市の状況を見ますと、３年生から４年生、４年生から５年生、５年生から６年生、学年が上がるに従いまして、利用している児童が減少する傾向にあります。この辺を参考にさせていただいて修正をしました。特に３年と４年の利用実態はかなり差がありましたので、その辺を今説明した考え方で修正をさせていただきました。

この修正後の数字が２ページの下表の表になってございます。具体的には一番後ろに資料２の別紙がございます。

一つずつ詳しくは説明しませんが、例えば低学年、１年生、網掛け、26年の現状と、ニーズ調査による結果、割合というのが一番右側に出ています。例えば中央区ではニーズが37.7%、現状が30.7%。ですから37.7%、こちらを採用させていただいている。

そして、花見川区はニーズが28.6%、現状が29.0%ですから、29.0%。このように高い

ほうをとらせていただいて、量の見込みを提案させていただきます。

そして、3年生から4年生、この表で言いますと③、上から3番目と、一つ飛んで高学年④、ここが前回かなり差が開いたということで、先ほど説明したとおり、3年生から4年生に上がる時に、約6割の利用がある政令市の例を使って各区の推計をさせていただいたところでございます。

その辺の量の見込みの数字を一覧にまとめたものが、先ほどの2ページになっております。

私から、説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、この放課後児童クラブの量の見込み、これについてご意見をいただきたいと思っております。

その前におさらいさせていただきますと、この放課後児童クラブに関しては、低学年、高学年ともに見込み量を増やすという方向で補正をしたということでございます。特に高学年については、他の市の事例を参考にして、3年生から徐々に利用割合が下がっていくという見込みを立てたということでございます。

これについてご意見等、ございますでしょうか。

どうぞ。

○山崎委員 すみません。一言だけ。先日、報道機関から、全国の待機児童が30万人だということで、子どもルームことは言われていたのですが、千葉県は、今は放課後児童クラブに対して待機児童というのは何人ぐらいいるのかということと、それから、いわゆる全国の30万人に対して、千葉県は少ないのか。ある程度、5か年計画に沿って解消していくとか、方向性というものはあるのですか。

○宮本会長 どうぞ。

○渡邊健全育成課長 今年度の4月1日現在の待機児童ですが、175人になっています。この175人はここ3年間で一番高い数字になっています。ただ、放課後児童クラブに関しましては、申し込めば、例えば就労中であるとかお母さんの帰りが3時ぐらいでも、とりあえず申し込みたいというような方も申し込めます。保育所と違いまして、申し込みをいっぱいになっている地域がございますと、それでそのお子さんが待機になっているというような状況がございますので、緊急でやはり保育が必要だという児童に対しては、できるだけ対処しているところでございます。

○宮本会長 よろしいでしょうか。

○山崎委員 「小1の壁」という言葉を初めて私聞いたのですが、今、千葉県では学校施設を利用した子どもクラブと、それから、そうではない子どもクラブの比率というのはどのくらいあるのですか。

なぜかという、将来、やはり学校施設を利用しろという意見が圧倒的に多いですね。その辺のことをお聞かせ願えればと思うのですけれども。

○渡邊健全育成課長 現在123カ所の子どもルームを運営していますが、そのうち学校の敷地内、教室にないルームは44カ所でございます。できるだけこの44カ所を敷地内、または空き教室があり次第、学校の中へというのを基本に考えていまして、今後もそのように考えてございます。

また、先ほど今後の方向性ということの質問、答えていなかったのですが、結果として量の見込み、こうやって推計しているものの、見ていただくとわかるのですが、やはり減少傾向、児童が減っていくというような形で減少傾向にございますので、いわゆるその辺は今、放課後児童クラブを設置するという考えはございません。

そして、今、委員のご指摘のように、放課後の教室を活用すると、こういうことに関しましても、我々、教育委員会と協議を今進めているところでございますので、また、何らかの形で時期が来たらお話しできるかと思えます。以上です。

○宮本会長 どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 現在まで、子どもルームを運営している事業主体というのは、どういったところでしょうか。

○渡邊健全育成課長 今現在123カ所ございますけれども、全て社会福祉協議会に委託してございます。これ以外に、市内では二つの団体が放課後児童クラブを運営してまして、一つが社会福祉法人、もう一つはNPO団体、それぞれ1カ所ずつ運営してございます。

○宮本会長 社会福祉協議会として、実態等をお話しいただけるといいかなと思います。

○大場副会長 社会福祉協議会で、この子どもルームの運営をさせていただいております。

今、123カ所あると言いましたけれども、指導員といまして、保育士さんに当たる方が大体700から800人ぐらい、今、実数を持っていないのですが、そのぐらいの人数を抱えて実施している状況です。

前にもお話ししたかもしれませんが、基本的にはお預かりするという形は、ただ安全な場所で管理するというのが前提です。ですから、一部、4年生も空きがあれば受け入れている実態はあるのですが、1年生から4年生に関しましても、安全な場所で管理する、教育的な要素ですとかそういったものは、基本的には今は一切ないという状況でお預かりをさせていただいております。

今回、1年から3年と、それから4年から6年ということで、4年から6年のところは子どもにとっては未知のところになるのですが、ここのお預かりする方針というのは、今のところ同じ考え方でいっているという状況になるので、果たしてそのニーズの部分が、どれほどその保護者の方の期待する部分と、それから我々が言う安全な場所での保育というか管理するというような部分で、どれくらい乖離が出てくるのかがわからない。

というのは、要は、今も塾に行ったり親の勤務状況によったりして、利用登録されている人数と、実際に利用する人数では、週によっては、かなりのばらつきが出ているという形になります。

それから、例えば長期の休業、夏休みですとか、それから振替休業によって、月曜日、

朝からお休みとかという場合もありますが、その場合は、通常の運営とは違って8時半からルームは開けておまして、8時半からお預かりするという形をとっております。ですから、かなりのそのときの運営時間が変わってくるという状況になります。

数字については、前回の4年生から6年生の数字というのがかなり大幅に減るような形でしたので、今回、ある程度、他市を参考にして、上ぶれさせていただいたということで、数字的には妥当なところなのかなと見させていただいています。

ただ、今申し上げました保護者側のニーズのところは全く把握ができていないので、果たして子どもルームに1週間子どもをお預けになるのかどうかというところは、判断できないような実態になっております。そんなところですよ。

○宮本会長 ありがとうございます。藤澤委員。

○藤澤委員 5月の末ごろだったと思うのですが、安倍首相が、横浜だったか、放課後の文科省の事業とそれから厚労省の融合型のところを視察されて、その後すぐに政策として出された。資料を置いてきてしまったのですが、子どもクラブのような形で学校の活用ということで出されたかと思うのです。

やはり、本来は学校でやるのが一番望ましいし、ただ、学校側と連携するのに非常に難しい。施設利用もいろんな制限がかかっているということで、難しい部分があったかと思いますが、一つは全児童対策としての、誰でも学校へ行って遊べる何らかの放課後、安全・安心な居場所づくりということで考える必要がある。もう一つは、就労されている家庭の子どもたちの生活補助という一面がある。

ただ、その融合型というのを今後どのように検討されていらっしゃるかなというのを一つお伺いしたい。また、そういうものも必要ではないか。

今回のアンケート調査の中で、自由記述が全くいただけていないのですが、自由記述はどんなものだったかということについてお伺いしたいのと同時に、実は私、八千代市でも子ども・子育て会議に関わっているのですが、八千代市では自由記述の中に学童の一時的な預かりがかなり入っていたのです。毎日就労の方は児童クラブに入れるけれども、一時的に預ける、特に低学年で週一、二回とか短時間、あるいは病院だとか県内の用事で一時的に預かってくれるところが欲しいというようなお声があったのですが、そのお声はなかったのでしょうか。

それから最後に、これは安倍政権で、多分、経済協力何とか会議の中で出されていたと思うのですが、そこにまた私立幼稚園の活用というのも入っていたのです。だから、例えば市町村で、補助事業として幼稚園や保育所で、全面委託ではなくて一時的な預かりを一緒にするという方向性もあるのではないかとということで、ご提示させていただきます。

○宮本会長 今の藤澤委員の件で、少しご回答する部分がありましたらお願いします。

○片桐子ども未来部長 私から1点目と3点目、お答えいたします。

まず、全児童対策としてということでございますが、現在、放課後子ども教室というのが文部科学省になります。子どもルームというのは厚生労働省。この二つの制度、パラレ

ルにするというのはよくないだろうということで、まさにおっしゃった全児童対策ということですが。前回の市議会でも各議員さんから相当発言がございました。

来年度から千葉市が事業を展開する実施計画の中で、この二つを融合する、連携することについて検討し始めます。ご理解いただきたいと思います。

それから、3点目でございますが、幼稚園でお子さんを預かるのは、一つの方策として私ども選択肢の一つとして検討したいと思います。

2点目につきまして、自由記述については、担当からお答えいたします。

○こども企画課 こども企画課上田です。ニーズ調査の自由記述の回答なのですが、最後のページに自由記述のページを1枚つけております。就学前、小学校、両方あったのですが、実は、何も無しでの回答が多いのかなと思いましたが、両方とも半数以上が何らかの記載をいただいております。データとしては持っておりますが、担当の中では一旦、目は通しておりますが、整理、分類というのはなかなか難しいというのが実態でございます。

ただ、一つ言えますのは、放課後児童クラブについては、ご指摘の件に関する記載というのは、確かにあったというのは私の記憶にはございます。整理については、可能かどうか含めて検討させていただきたいと思います。非常に数が多くなっているということがございます。

○宮本会長 そうしますと、今、質の問題にも結構かかわった形でご意見をいただいておりますけれども、とりあえずこの量の推計の問題について、これで承認できるかどうかという点で、拾っていきたいのですけれども。

どうぞ。

○岡本委員 量の推計についてですけれども、低学年については、ここに書いてあるとおりに年々増加しているということですから、数の多いほうをとるというのは妥当だと思います。

一方で、高学年について、この上方修正するときの根拠の妥当性が大切だと思うのですが、ここに書いてある他の政令指定都市の事例のこの比率と、千葉市の高学年の平成26年度のこの割合ですよね。実態とあまりにも違うようにも見えるのですが、その辺りはどう解釈したらいいですか。

○宮本会長 どうぞ。

○渡邊健全育成課長 千葉市の高学年の受け入れですが、基本的に、先ほど説明しましたように、施設に余裕がある場合には4年生を受け入れる。また、4年生から6年生までの障害のある児童もお預かりしていますので、結果としては相当人数的には低いという状況になっています。

○岡本委員 はい。

○渡邊健全育成課長 あと、先ほど、妥当性ということについてふれていましたが、20政令市のうち、既に6年生まで受け入れている市が何市かございます。その中で、特に千葉市と非常に似たような状況の市と比較しています。児童館があつて、6年生までの全児童

を受け入れているような市は除いて、千葉市同様の運営をしている3市の運営が非常に似ていますので、この辺を参考にして、3年生から4年生に学年が上がる時、3年生の6割の児童がルームを利用しているということで算定いたしました。

○宮本会長 いいですか、岡本委員。よろしいですか。

○岡本委員 はい。

○宮本会長 それでは、大体ご意見をいただいたと思いますが、事務局から提案されているこの推計値、これをご了承いただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮本会長 ご了承いただいたということで、進めたいと思います。

それでは、先ほどと同じようにこの放課後児童クラブについて、少し質にかかわって意見交換をしたいと思います。いかがでございましょうか。

少し時間が詰まっていますので、ご発言はできるだけ短く、要点だけいただけるとありがたいと思います。

どうぞ。

○吉江委員 保育園等に入所している5歳のお子さんを持ったお父さん、お母さんにとってみれば、ほとんど就労を続けたいというような希望が多いもので、1年生は特に希望者というような形で事前にアンケートのような形でいただいております。それによってほぼ入っているとは思いますが、その次のステップとして、この将来像、各区にこの児童館のような設置、そして、今、交流館がその中核になるような形で、この高学年も収容できるスペースを、児童館とは言えないですけども、その一つとしてセンターのような形で各区にできればと。

特に駅の近くに設置してある県はありまして、そうすると、非常に通勤等でも集まりやすいと聞いています。複合施設の中に収納しているとかいう、そのあたりを今後、計画の中に入れていただければと思います。

○宮本会長 そのほかはいかがでしょう。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 今の吉江委員のご意見に私も賛成です。児童館がないということは、結局、申し込みなり登録なりが必要になる利用しかないということなので、やはりそれは子ども本人からしてみれば不都合なところがあると思うのです。

ただ、今おっしゃったのですけども、子どもが自分の足で行けるところというのをすごく大事にしたいなと思って、駅から遠いところもありますし、やはり放課後、特に親のいない子どもたちが自分の足で行けるところということで、せめて中学校区ぐらいで、あればいいなと思います。そういう児童館のようなシステムはすごく必要だと私は思っております。

○宮本会長 それから、高学年のこういう施設は今までにはあまり経験がないので、低学年と中身が違うのではないかという問題はあるかと思いますが、高学年にとっては何が必

要なのかとか、そのあたりも、もしご意見をいただけるといいかと思いますが。もちろんそれ以外のご意見でも全然構いません。

どうぞ。

○伊藤委員 「ギャングエイジ」というのが3年生から4年生ぐらいですか。専門家ではないので、逆に専門の方に教わりたいところもあるのですが、それぐらいになると、親がここに行きなさいといって幼稚園や保育園に来るのと違って、仲間同士で遊びたくなる年齢ではなかったかと思うのです。それがちょうど子どもルームの切り替えぐらいの年齢になるのもあって、4年生の利用者は急に減るのではないかということも漠然と考えています。逆に大人の目がすっかり届かない、完全に監視されているような場所ではなくて、少し大人目から離れて、大人より仲間と遊べるような場所、そういうものが必要なのではないかと思うのです。

保育にはどうしても大人が子どもを安全に管理するという面があると思うのですが、それは、管理されることは、それぐらいの子どもにとってはたしていいのかというのと、むしろ反発を食うばかりなのではないかという気がするので、10歳という年齢からいっても、大人でなくて子どもの都合を優先させられるような、そのような方策が必要なのではないかと考えています。

○宮本会長 ありがとうございます。

多分、高学年の子を、ただ監視するようになるところとなれば、親が行きなさいと言っても行かないでしょうね。

どうぞ。

○大場副会長 すみません。先ほど、学校の空き教室ですとか、あとは校庭内というお話が、これからの整備方針の中でも立てられていると思うのですが、それはぜひとも進めていただきたいと思っています。

今のご意見にもありましたけれども、やはり子どもが歩いて行ける範囲というのは、顔も見えない範囲なのですね、ある程度。ですから、やはり児童館みたいな区に1カ所というところに行くと、知らない子どもだったり、また知らない大人だったりする関係があるので、ぜひ、お互いのスキンシップが図れる範囲での整備を進めていただくということは非常に大切なことなのではないかなと思っています。

ただ、現実には、空き教室ですとか学校のスペースの問題とか、いろいろあるので、今現在、1年から3年を運営する中でも、どうしても学校から少し離れたところに整備せざるを得ないようなところもたくさんあります。ただ、その場合はセキュリティー面、そういったものにかかなり気を使わないと、最近は不審者情報もございますので、そういう面では少し怖いなというところはございます。

それと、1年から3年と、4年から6年で一番大きく違うのは、今のおっしゃっていただいたように、体力的にも、精神的にもかなり差が出ている時期なのだろうと考えます。

現実には今、4年生以上を受け入れているケースというのは、今まで子どもルームにいら

して、それで下に弟とか妹がいて、一緒に行くからという形で応募されている方が非常に多いというのが実態です。

ですから、やはりつながりがなくなかなか行きづらいというのがありますし、また、貸し体育館って、結構聞くといいのですけれども、小学校1年生と小学校5年生と一緒に遊ぶというのはなかなか考えづらいし、仮にサッカー的な遊びをやると事故が起こったりするケースも非常にあるので、これは、子ども側からではなくて、管理する側から言っても、あまり体力差のある子どもと一緒に体を使った遊びはなかなかさせづらいというのが実態として出てきてしまうのですね。

ですから、そのような面から言っても、やはり校庭がある程度使えるような状況ですと、比較的自由に遊ばせられるかなというのはあります。そのような面から言わせて、やはり学校を使うことを、ぜひとも進めていただきたいと思っています。

○宮本会長 いろいろ貴重なご意見をいただいているかと思えます。小学校の高学年のこのようなサービスをする上では、研究開発というような面からも進めていくし、それがなければいけないだろうという感じもいたしますし、そのあたりのところは、これからいろいろな試みが出てくることを期待したいという感じがいたします。

それでは、このあたりでこのテーマに関しては打ち切りとさせていただいてよろしいでしょうか。事務局で、今いただいたご意見について、次回までに整理していただくということにさせていただきます。

それでは、続きまして、地域事業の量の見込みですね。放課後児童クラブ以外の地域事業、いろいろありますけれども、その量の見込みについて事務局からご説明いただきます。

○こども企画課 こども企画課、上田と申します。事業は多岐にわたりますので、私からまとめて説明させていただきます。座って失礼いたします。

お時間に限りもございますので、少々乱暴に聞こえる部分もあるかもしれませんが、少し説明は割愛させていただくところは割愛させていただこうと思います。

資料2をご覧ください。表紙をご覧くださいますと、こちら、5月1日にお配りした資料がベースになっておりまして、前回報告した数値を見直して補正を行ったものにつきましては、右側に「補正あり」と記載がございます。あるいは、3-4、一時預かり（特定保育相当分）というものに関しては、「追加」とあります。こちらは今回新しく追加させていただいたものでございます。今回は「補正あり」、そして「追加」、これにのみ言及させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

それでは、3ページをご覧ください。3ページは、時間外保育事業、いわゆる延長保育事業でございます。こちらは、補正あり、上方修正をしております。3ページは前回お出ししたものと全く同じ内容。そして、次の4ページに補正前と補正後の比較、それから補正の考え方の概略が記載されております。以下、資料のつくりは同様でございますので、そのようにご覧いただければと思います。

それでは、4ページをご覧ください。補正前と補正後を比較してみますと、上の段、補

正前、27年の全市というところをご覧くださいますと、5,843人という量の見込み、前回の暫定値でございます。こちら補正後は、平成27年度、同じ全市で比べていただきますと7,713人、約2,000人弱、上方修正を施しております。こちらを25年度の実績と対比してみますと、約1.35倍、135%に相当する量の見込みを立てているということでございます。

補正の考え方は、細かく述べますと長くなりますので簡単に申し上げますが、こちらは先ほどの教育・保育の量の見込みで算出いたしました、保育が必要なお子さん、2号認定、3号認定のお子さん、こちらの過去3年間の延長保育の利用率というものを見てみますと、若干、前回の値では足りないところがあるであろうということで、実績をもとに上方修正を施したという考え方でございます。

以上が時間外保育事業の補正でございます。

続いて、7ページをごらんください。3-3の一時預かり（幼稚園の預かり保育以外）、すなわち今、保育所、認可外保育施設等で行っている、皆さんがよくご存じの一時預かりというもの、これに相当するものでございます。こちらは、現状との乖離が5倍以上と非常に多くなっておりましたので、8ページをごらんください。

8ページのような補正を施しております。先ほどと見方は同じでございますけれども、平成27年度、全市というところをご覧くださいますと、13万3,676人日という量の見込みを前回お示しいたしましたが、こちら、補正後をご覧くださいますと、27年度全市は3万9,587人日、前回の約30%程度まで下方修正をしております。ただ、それでも対25年度比で見させていただきますと、158%、約1.6倍の見込みを立てているということになります。

補正の考え方、こちらでも簡単でございますが、保育所、幼稚園の利用者による一時預かりの利用というものは、実態としてほとんどない、あるいは極めて少ないということですので、これらの方々は集計対象から外させていただきました。そして、一時預かりを利用し得る皆様、実際に利用したかどうかは別として、利用し得る方々というのが年間で平均何日ぐらい使っているかというのを見ると、約1.3日。これらを考慮して再計算したものが3万9,587人日、27年度という見込みでございます。

なお、米書きにございますように、一番下でございますが、こちらのニーズというのは、いずれ幼稚園の皆様が一時預かりを実施するようになると、そちらに移行していく可能性があるという点に留意する必要があるということでございます。

こちらが一時預かりでございます。

次に、9ページをご覧ください。こちらは新しく追加いたしました一時預かりの中でも、特定保育相当分ということでございます。初見の資料ですので細かく説明させていただきますが、こちらは、現在の特定保育と言われる制度が、新制度では国の制度上なくなる見込みである。その受け皿として一時預かりを活用するという想定のもとに算出を行ったものでございます。

ですので、一番上の新制度における事業の概要というところの欄の、最後に「就労に対応し、定期的に利用するもの」と下線が付してございます。こちらの意味するところは、

通常の一時預かりというのは使いたいと思ったときにその都度申し込むというものでございますけれども、特定保育の場合は就労に対応するわけでございますので、その都度の申し込みではなくて、ある程度、枠で利用を保障してさしあげる必要があるだろう。そのように考えております。

そして、新制度における対象者というところをご覧くださいますと、月に32時間以上64時間未満の就労等により保育が必要なお子様。こちらが対象になります。すなわち、両親が就労しているけれども、2号、3号認定を受けるには至らない長さの就労のご家庭ということになります。

算出方法でございますが、こちらは簡単ということになってしまいますけれども、両親が就労しておられる家庭の中から、前回までに就労時間の下限というものをご議論いただいた経緯がございますけれども、こちらに満たない、つまり、2号、3号認定を受けられないご家庭というものを抽出いたします。

その後、②でございますけれども、その方々が幼稚園や認定こども園を使いたい、あるいは利用希望がないと回答した場合には、集計の対象から除外させていただいております。幼稚園、認定こども園、教育ニーズが高いと思われる方は除外する。利用の希望がそもそもない方も除外する。そういう考え方でございます。そして、特定保育というのは、実際に週2日あるいは3日使うものでございますので、これらを掛け合わせまして、推計をしております。

その結果が、下の太枠の囲み、「量の見込み(26.7.7案)」というところでございますけれども、27年度の全市でございましたと15万466人、少し数が大きいのでイメージが湧きにくいと思いますが、下の「備考」というところがございますように、さまざまな就労時間と週何日という利用の組み合わせ、全て合わせて1,381人ぐらいの利用が見込まれるであろうというものが反映されて、15万466人という数になっております。こちら、現在の25年度の特定保育の実績と比べますと、約5倍という見込みを立てております。

なお、補正する前の、3-3、先ほど7ページでございました一時預かりのニーズ、13万人という大きな数がありまして、これを大きく縮めましたというお話がございましたけれども、この13万人の中には特定保育を利用したい方の人数も含まれていたと考えることもできるかと思っておりますので、その部分がこの特定保育相当分という、3-4でカバーされているというような考え方でございます。

10ページをご覧ください。ファミリー・サポート・センターでございます。こちらも就学児に関して実態の16倍という非常に大きな数字が出ておりましたことから、補正を施しております。その内容が1ページおめぐりいただきました11ページでございます。

未就学児、就学児、それぞれ見てまいりますけれども、まず、未就学児でございます。こちらも補正させていただいておりますが、補正前、27年度が未就学児1万2,679人に対しまして、下の欄、量の見込み(26.7.7)、こちらの27年度、未就学児というところをごらんいただきますと、1万444人、約80%程度への下方修正ということになります。

それから、就学児に関しましては、また上の段、補正前の就学児をご覧くださいますと、6万8,404人。こちら、補正後をご覧くださいますと1万6,247人、約4分の1程度に下方修正してございます。未就学児、就学児合わせて、25年度と対比しますと約2倍、215%という量の見込みを立てているということになります。

補正の考え方でございますが、大事なところだけ申し上げますと、1、未就学児についてのところでは、4番目の丸でございますけれども、これまでさまざまな不定期預かり、全体の中でファミリー・サポート・センターを使っておられる方の割合というものを利用しておりましたが、これを現にファミリー・サポート・センターを利用していると回答した方の割合に、より実態に近い形に修正しております。

そして、就学児に関しましては、一つ目の丸のところ、利用されたはずの量と実際の利用実績を比較とありますけれども、こちらは少し補足いたしますが、利用されたはずというのは何を意味するかと言いますと、例えばニーズ調査で、私は週に2日使っているという回答があった場合に、これが本当に利用されていたとすると、その方は年間で100日以上使っていることになります。そういった計算をお一人お一人積み上げていきますと、ニーズ調査ベースでは2万1,000人以上が使っていたはずということになるのですが、実際に実績を見てみると、5,000人しか使っている方がおられなかった。つまり、この乖離というのは、ニーズ調査での回答方法特有の問題が含まれているのだろうということで、この乖離を反映して補正をしているということでございます。

12ページをご覧ください。続きまして、病児保育事業。こちらも下方修正になりますが、前回では見込み量が現状の7.5倍以上と、非常に大きく乖離がありましたので、精査をした結果が次のページでございます。

13ページに参ります。これも同様に、27年度、全市の補正前をご覧くださいますと、3万6,764人日という暫定値を出しておりましたが、こちらは補正後になりますと、全市で27年度は1万2,848人日という、およそ3分の1程度の方修正を施しております。それでも、25年度の実績と対比しますと、約2.7倍の増という見込みを立てているということになります。

こちら、補正の考え方でございますが、一つ目の丸ですが、利用したいという状況になった方々の中でも、最終的には就労していない保護者、あるいは親族の方が見られたという方は、集計の対象から除外したことです。それから、三つ目の丸で、先ほどのファミリー・サポート・センターと同様に、ニーズ調査の結果から算出してみた、その利用されたはずの事業量、日数というものと、実際の実績との乖離、これらを勘案いたしまして、再計算させていただいた結果ということでございます。

続きまして、14ページ、地域子育て支援拠点事業でございます。こちら、量の見込みが現状の2倍以上となっておりますので、内容を精査してみた結果、次のページのとおりでございます。

15ページになりますけれども、27年の全市、ごらんいただきますと、補正前が26万1,300

人日、こちらを補正後、18万5,538人日と、約30%下方修正した形になっております。こちら、25年度比で見ますと、結果として1.5倍という量の見込みを立てていることとなります。

こちらの補正の考え方につきましては前回お示ししたとおりなのですが、3号認定を受けて、保育所を利用するお子さんがリラックス館等を使うことというのは極めて可能性が低いということから、その分を量の見込みから外しているということでございます。ただし、土曜日の利用というのは実態としてございますので、全て省くのではなくて、土曜日の利用分はニーズとして見込んであるということでございます。

続きまして、18ページでございます。乳児家庭全戸訪問事業、こちらも上方修正を施しております。18ページの算出方法というところに、0歳児の推計人口を対象者として、31年度までに訪問率90%を達成とありましたが、こちらの目標訪問率を98%まで引き上げたことに伴う補正でございます。

次のページをごらんください。補正前の27年度が6,593人となっておりますけれども、こちらを補正後は全市で7,585人へ約1.2倍の上方修正となっております。

そして、20ページをご覧ください。養育支援訪問事業、こちらも若干の上方修正がございます。20ページの、算出方法という真ん中の欄に、過去の実績を用いたということが書いておりますが、この過去の実績というのを、今までは過去3年間の平均値をとっていたところを、より高い割合が出てくる直近の25年度の数字を用いたほうがよかろうということで修正しております。その結果が次のページでございます。

27年度の補正前は2,060人、こちらが補正後、27年度は2,342人と、約115%の補正ということになっております。そして、皆様、大変申しわけございません、資料のあちこちに赤字で修正が施してございますが、こちらは事務局で数字の誤りがあった部分、修正しているというものでございます。

あと、今ご紹介しました量の見込み、補正後というものは、すみません、「量の見込み(暫定値)」と書いてある部分もございますけれども、これは本日の事務局案とご理解いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

ここの部分は事業がたくさんありますので、なかなか頭に入れるのが難しいところがございますけれども、それぞれの委員で自分がかかわっていらっしゃる方、事業者、その他いろいろな立場の委員がおられると思いますので、そのお立場から特にチェックしていただいて、ご意見をいただければと思います。

どうぞ。

○山崎委員 前から危惧していたことがあって、今、それこそ認定こども園が推進されようとしている。一時保育と特定保育のことがあって、特定保育については新しい認定こども園の中に取り入れていく、普通の保育の申し込み基準になるということですから、問題ないなと思いつつも、就労時間の下限に関しては、各市で決めなさいというような話だっ

たものですから。

問題は、一時・特定というのは、今まで、例えば人件費の補助ですと、そういうのは全部来ましたね。それが、今度はどうなるのかなと思って、それが心配なのですよ。というのは、財政の措置なくしてこれは安易に、これをやっちゃって、例えば2人でやったことを1人でやりなさいとか、そういうことはないですよ。その点だけ確認しておきたいです。すみません、専門的になってしまって、申しわけないのですけども。

○宮本会長 事務局からご説明をお願いします。

○岡崎保育運営課長補佐 保育運営課の岡崎でございます。

特定保育について回答いたします。現在、特定保育は補助事業で行っております。現在特定保育を行っている認可の保育所は、市内で23カ所ありますが、なかなか拡大しないという状況もございます。

この補助の体系は、利用人数に応じて補助金の額が決まってくるやり方で行っております。例えば、職員を配置したけれども、結果的にキャンセル等で子どもが来られなかったというような場合に、実際にかかった費用と補助金とでは乖離が生じてしまうということがあります。そういったことで、なかなか手を挙げてくださる事業者さんがいないという状況があります。

これだけに限らず、この支援事業全般の話ですけれども、具体的に、新制度でどのような補助体系になるのかというのは、今の時点ではまだはっきりしておりません。そのため、今後国から出されてくる内容を見て、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮本会長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 9番の乳児家庭全戸訪問事業というのは、出産したら家庭に、その地域に存在している保健員さんたちが一人一人回ってくださる事業だと思うのですが、それを98%にすることを目標にされるということで。

私が第2子を出産するときの記憶からすると、出産したら何かはがきを送らなきゃいけないのですよね。結局、出産しましたという連絡をする、母親1人にかかってくるのですよね。それがなければ結局、保健員さんにも情報は伝わらなくて、こういった目標が達成できなくなってしまうので、それをもう完全に妊婦さんにご理解いただくというのが一番近道かなと思うので、母親学級のときにもう完全にこれだけは、うんと領いてもらえるようにご指導いただく。

または、千葉市内だけで構わないので、出産したお母様には看護師さんから直接、こういう母子手帳の裏にはがきがあるから、それを必ず投函するようにしてくださいねというのを、必ず申し伝えができていれば、割とこれは結構、目標数値を達成できるのではないかなと思うので、覚えておいていただけたらなと思いました。

○宮本会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 今の浅野委員のご意見について。私もはがきを投函して訪問を受けたものですが、そのはがきを出すときに、なぜこれを出すのかと実は思いました。千葉市に出生届を出しているわけですから、どこに子どもがいるかわかっているはずなのに、なぜわざわざ出さなきゃいけないのかと思ったのです。それもあって、下の子のときには出した記憶がないのですが。ついうっかりということもきっとあると思いますけれども、果たしてどこまであのはがきが必要なのかというのを、出生届を出した段階でもしできることがあれば、もっと簡単に達成率を上げられると思うのです。

○宮本会長 これは、市からどうぞ。

○角田健康支援課長 健康支援課でございます。

乳児家庭全戸訪問につきましては、出生通知書を病院にいるうちに出していただきたいというのは、できれば28日以内に訪問させていただきたいと思っています。

ただ、出生届では、28日以内に私どもで情報を得ることができないので、病院にいるうちに、まだ退院して不安なときに訪問させていただきたくて、そのようにさせていただいております。

○宮本会長 よろしいですか。

どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 今の、納得いかないのですけれど、行政の横の情報はきちっと入手できるようにしておけば、出生届を出してそれでこれを連絡するような仕組みさえつくれば、何も母親にそういった負担を負わせなくてもできるのではないのでしょうか。

出生届とは、みんな何日以内にしなければいけないのですか。

○角田健康支援課長 14日以内です。ですから、私どもとしては、比較的早いうちに病院から4日、5日で退院される方も多くなってきておりますので、できるだけ早期に訪問させていただきたいために、母子手帳の別冊に出生のはがきを入れ、出させていただいております。

○宮本会長 よろしいですか。

○畠山委員 別のことで、もう一点。

○宮本会長 では、今の件はよろしいでしょうかね。

○畠山委員 はい。

○宮本会長 出生届は14日という日数があるということなので、出生届とは別に出生のはがきを出すということです。

どうぞ。

○畠山委員 一時預かりの、幼稚園預かり保育以外のということで。これで、幼稚園に預かる子で、見込みは差し引くと書いてあるのですが、子どもの1号認定、2号認定、3号認定とあって、最近、幼稚園で2歳児保育を結構やっているのですよね。それは、保育に

欠けない、専業主婦の人が少しずつ集団生活になれさせたいというようなお母様たちが結構いるのですが、その場合はこの3-3の一時預かりの保育、2歳児保育というのはここに該当するのでしょうか。

○宮本会長 どうぞ。

○こども企画課 こども企画課、上田でございます。

今、幼稚園さんで行っていただいている2歳児保育の取り組みですけれども、こちらにどういう財政支援を行うかというのは、正直なところ、まだ国から確答は得ておりません。

幼稚園の皆様は私学助成の一環として、県からの補助金をいただきながらそのような取り組みをされているところもあるし、そうでないところもあると理解しておりますけれども、これが一時預かりに該当するかというのは、今ここではお答えはできません。

ただ、一時預かりとしてお預かりすると、未満児を預かるということを法に基づいて行うことですので、何らかの法手続、例えば幼稚園の定款がどうかとか、そういった壁が出てくるかもしれません。ここはご確認させていただきたいと思います。

○畠山委員 私、働いている保護者を別に否定するものでもありませんし、みんなそれぞれ社会に参加しています。それもいいと思うのですが、やはり自分の子どもを自分で育てたいというお母様たちもたくさんいるわけですから、その2歳児が、どこも今度の新制度の光が当てられなくて、それが、公的助成が受けられずにかなり高い保育料を負担して、自分もそういうところに預けたいというお子様もいるわけですから、何らかの形で公的補助が受けられるようなことも、ぜひ千葉市においては検討していただきたいなと思います。

○宮本会長 今の件について、何かご意見はございませんか。

つまり、親が働いているとか働いていないということとかかわりない一時預かりというような考え方についてですね。いかがでしょうか。

どうぞ。

○森島委員 今、上田さんからご説明いただいたように、幼稚園の2歳児教室をやっているところが私学助成を、何らかの給付を受けているところと、補助を受けているところと受けていないところがあるのですが、それぞれの家庭のご事情で、やがて就労する場合もしっかりとした親子関係を築くというのが前提になると思います。

その部分の2歳児教室の役割というのは非常に大きいのではないかと考えておりますので、今、畠山委員がおっしゃったように、幼稚園の2歳児教室の、特に子どもたちの親子関係を深くすること、それから徐々に社会生活をスタートできるという、その部分が本来の質の部分なのではないかなと思います。

そこが小さいときにしっかりできることが、その後、確実な親子関係の中で、就労してもさらにいい形に続いていくと思われまますので、その点はぜひお願いしたいという思いを持っております。

以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ここで、量の見込みの件に関して確認させていただきたいんですが、たくさん項目がありましたけれど、一応この補正の数値、これに関してはこれでいいということでしょうか。

○**畠山委員** 病児保育は、たまに見るというのはあるのですか。今まで約5,000人のものが、7倍ぐらいの量の見込みの暫定値を補正すると1万2,000人に下がるのですか。

○**こども企画課** そうですね。

○**畠山委員** 倍ぐらいということですか。わかりました。

○**宮本会長** この病児保育の件について、特に公募委員の皆様、いかがでしょうか。

子どもが小さいときには、必ず熱を出しますので、ニーズとしてはあるわけなのですが、この数値がどうであるのかということになりますと、なかなか現在のサービス自体がまだまだ少ない中なので、難しいところがあります。

何かご意見いただければ。

どうぞ、野中委員。

○**野中委員** 病児保育も、以前ここで言わせていただいたのですが、拠点が少ないというのがすごく大きいと思うので。先ほどお話を伺っていて、事業主さんの方も、補助金が出るか出ないかという不安定な状況だと、拠点を広げられないという部分が大きいのではないかなと思うので、そのあたりを検討していただけたらいいなと思います。

あと、すみません、地域子育て支援拠点事業なのですが、数的には1.5倍の見込みということになっているのですが、拠点をこれも増やしていただければなど。1.5倍だという数自体は別に不服はないのですが、やはり拠点がどこにあるかというのがすごく重要になってくるので、先ほどの児童館のお話と同じで、やはり歩いて行けるところに、児童館と例えばセットでもいいので、そういう拠点をつくっていただきたいなと思います。お願いします。

○**宮本会長** 何か補足、ご意見はありますか。よろしいですか。

例えば病児保育、千葉市のように広いところで2カ所みたいになったら、ほとんど利用はできないというような類いのニーズですね。

まだいろいろあるかと思いますが、一応、量の見込みに関して、現時点の事務局案を了解していただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**宮本会長** では、了解していただいたということにさせていただきます。

若干時間がありますので、この後、今の幾つかの事業について、質的な問題を含めて自由にご意見いただければと思います。もう既にいろいろ出ていますけれども、それ以外にいかがでしょうか。

○**藤澤委員** この基準を説明していただけると、質の問題とかかわってくるかと思うので。

○**宮本会長** そうですか。資料のどちらですか。

○**藤澤委員** そちらでつくっていただいた資料3-1と3-2について、説明していただ

けますか。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課長補佐 次の議題で、そちらの資料のご報告をさせていただきます。

○宮本会長 それまで少し待っていただけますか。議題の3で。

○藤澤委員 ここに質がかかわってきます。

○宮本会長 では、そのときにご発言いただけますか。

○藤澤委員 運営基準を先に説明していただいて、それでディスカッションさせていただくと、より質の問題に迫れるのではないかと思うのですけど。

○宮本会長 ああ、そうですか。

○岡本委員 その前に意見を。

○宮本会長 では、その前に、どうぞ。

○岡本委員 量の見込みについて検討いただきたいと思っています。それは、私どもの会社もそうなのですけれども、いずれ社会保険の適用が現行の基準よりも下がってきます。ただ、現行は120時間以上、月間で。それがいずれ下がってきます。現行の都道府県加入対象者がかなり80時間、85時間前後ですよね。そうなったときに、今、80時間から120時間で通常働いているパートタイマーの人の働き方が、当社でも増えるのか減るのか。あるいは変わらないのかというのを危惧しております。

例えば、今の月間の90時間ぐらい、つまり週3日から4日で働いている人がそのまま社会保険適用になると、経済的収入が下がってくるのですね。そうすると、その方々はもう少し短くパートタイマーとして勤務するのか、いやいや、もういっそのこと、この現行の140時間とか150時間とかと増やしてくる。そういうふうな働き方が変わるのではないかなと想定しています。

そうすると、お子様を抱えていらっしゃる方は、やはり子どもさんを預ける状況も少し変わるのではないかということをお思いますので、今すぐにどうのこうのではないのですけど、その辺のところ、あわせて気にしておいていただくというか、検討していただけたらなと思います。

○宮本会長 これは本当に気にとめておいていただき、検討のテーマとしておきたいと思えます。

そのほかいかがでしょう。

どうぞ。

○森島委員 1点教えていただきたいのですが、このバインダーにとじてある大きな2番の、インデックスのところの14ページに、地域子ども・子育て支援事業の概要ということで、13の項目が載っております。今回、資料2では11の項目ということで、その差について、今後資料を提示いただけるのか等のご説明いただけるとありがたいなと思います。

○こども企画課 こども企画課、上田でございます。

こちら、いわゆる13事業と言われておりますけれども、今おっしゃったのは、あと二つ

足りないのではないかというご指摘でしょうか。

○森島委員 そうです。

○こども企画課 その二つにつきましては、一つは今おっしゃっていただいた14ページの実費徴収に係る補足給付事業。それから、多様な主体の参入を促進するための事業。この二つは事業計画に量の見込みと確保方策を載せる必要がないと整理されておりますので、今のところ、ここでは議論をさせていただいていないということです。

あとは、まだ国でこの中身が固まっていないところがありますので、こちらとしてもまだお示しすべきものがない、材料がないというのが実態でございます。今後中身が固まり次第ご報告をさせていただくようにいたします。

○宮本会長 よろしいでしょうか、森島委員。

○森島委員 はい。

○宮本会長 そのほか、いかがでしょう。

藤澤委員、少しお待ちいただいて、そのほかのご意見をどうぞ。

例えば、休日、夜間というような多様な預かりニーズがあると思いますが、これについてどう考えるかというようなことが一つご意見いただけることかなと思います。あるいは、0から2歳の、先ほども出ましたけれども、保育所を必要としない子どもに対して、子育て支援としてどのようなことを行うべきなのかというようなこともご意見いただけるとよろしいかと思いますが。

特になければ、本日は、その問題はまた後日にさせていただきます。

それでは、さっき藤澤委員から発言したいというご要望がありましたので、議題3になっているんですけども、この資料の3-1、3-2ですか、このあたり、先に説明していただき、それに対応してご発言いただければと思います。

では、事務局から、よろしくお願いします。

○秋庭保育支援課長補佐 保育支援課、秋庭でございます。

A3の資料3-1と3-2をお手元にご用意ください。

資料3-1なのですが、左側半分で、この子ども・子育て支援新制度の概要を記入してあります。時間も限られておりますので、資料3-1の左側の説明は割愛させていただきます。

右側ですけれども、今回、新制度実施に向けて、千葉市で条例を定めなければいけない基準が何点かございます。

1点目は、アの(ア)認可基準のところです。アの(ア)のa、認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園の認可の基準を決めなければいけないというのが一つ目です。

それから、同じアの(ア)の、続いてbです。四角のくくりの下の部分ですが、二つ目としましては、地域型保育事業、何度も出ていますが、左のページの一番下参考2、小規模保育事業等、これらの事業の認可基準、これを決めなければいけないというのが二つ目です。

続いて、三つ目としましてはその下、（イ）のところですが、運営基準。この運営基準につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設型給付、それから小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等の地域型保育給付、これらの運営基準、確認するための基準を決めます。これが3点目でございます。

それから、4点目としましては、その四角の下、イですが、放課後児童健全育成事業に関する基準。設備・運営の基準ですね。これにつきましても決めることになります。

それと、資料3-2には出てくるのですが、もう一つ、現行の保育所の認可基準、このペーパーには書いていないのですが、後で出てきます保育所の認可基準につきましても、これは今ある基準を若干改正しなければいけないということがございます。

以上、5点について条例で定めてまたは、改正していこうというものでございます。

ちなみに、今見ていただいているものの一番下、（3）国基準を踏まえた条例の策定ということで、これからつくる条例の条文には二種類がございまして、まず一つは、従うべき基準。国が一つ基準をつくっておりますが、その基準よりも下回ってはいけないとなっております。例えば職員配置基準、1・2歳児なら児童6人に対し、職員1人という基準を下回ってはいけないというのが従うべき基準です。

ただ、これについては上乘せ、例えば本市のように、1対5に拡充するということが許されているものでございます。

それから、②参酌すべき基準ですが、これは国が定めている基準よりも市の判断で下回ってもいいというものになります。

以上を踏まえまして、次の資料3-2ですが、一つ一つの条例案を説明いたします。今からご説明する内容は、国基準と異なるものについてのみとなります。逆に言いますと、ここに書いていないものは全て国基準どおりということになります。

まず、一つ目は、幼保連携型認定こども園の認可の基準になります。簡単に言いますと、現行の保育所の認可基準で、国基準に対して上乘せしているものにつきましては、この幼保連携型認定こども園でも同じように上乘せしているということになります。

例えば、一つ目、乳児室とほふく室の面積です。これは従うべき基準になってはいますが、国の基準ですと、乳児室は1人当たり1.65㎡。ほふく室、これは、はいはいをする部屋です。ほふく室については1人当たり3.3㎡のところ、市の基準では、乳児室、ほふく室ともに児童1人当たり3.3㎡と規定しようということで案をつくっております。

下に特記事項がございしますが、それが市の考え方の理由になります。この乳児室、ほふく室につきましては、これは特に年齢ではなくて、そのお子さんの状態、実際に、はいはいをするのかしないのかによってこの面積が異なるというのが国の基準ですが、お子さんによりましては、はいはいをする時期というのは当然異なってきますので、国の基準どおりにやりますと、極端に言えば、例えば、明日からははいはいをするようになったので、基準違反になってしまう。このようなことが起こり得ますので、市としてはなるべく広い部屋でということもございまして、一律3.3㎡としているというところでございます。

表の見方としては以上ですが、あとは簡単にご説明してまいります。

二つ目が遊戯室です。国の基準では保育室との兼用可なのですけれども、本市の基準では、定員60人未満に限りで保育室との兼用を可にする。逆に言いますと、60人以上の場合は、これは別に設けてくださいという基準になります。

それから、三つ目、1・2歳児の保育教諭の配置基準です。これは、従うべき基準で、国の基準ですと児童6人に対して1人。市の基準では児童5人に対して1人ということにしてあります。

続いて、3歳以上児への食事の提供ですが、国基準では外部搬入可です。市の基準では、外部搬入そのものを不可とするものではありませんが、あらかじめ、市との協議が必要ということにしています。

続きまして、3歳以上児の学級の編成です。国基準では1学級当たり35人にしてありますが、市の基準では3歳児は30人以下ということで、国基準に上乘せしています。

先ほど総じて現行の保育所の認可基準をそのままというふうに申し上げましたが、これにつきましては、今の県の認定こども園の認定基準、これを市の基準でも使っているものです。

それから最後、非常災害対策ですが、これにつきましては国の基準というのはございませんが、本市として、月1回の避難訓練等について、現行、保育所ではやっておるのですが、この幼保連携型認定こども園の認可基準では国のほうで規程が用意されていませんでしたので、これについては行うということです。

続きまして、右側のページです。地域型保育事業に係る認可基準としまして、まず、(ア)の部分ですが、家庭的保育事業、小規模保育事業、それから事業所内保育事業に共通の上乗せ基準といたしまして、まず、1点目、食事の提供でございますが、これにつきましては、国基準では外部搬入可となっておりますが、これにつきましても本市の基準では事前の協議が必要ということでございます。

それから、食事の提供に係る経過措置ということで、国の基準では、食事の提供については、現に事業を実施している者については、5年間は経過措置としてこれを行わなくてもいいということにしてありますが、市の基準では現在、家庭的保育、グループ型小規模、それから保育ルーム等を実施しているもの以外につきましては、経過措置なしということにしてあります。

それから、3点目、連携施設も同様に、これは連携施設というのは設けなければいけないことになっておりますが、国の基準では5年間不要となっておりますが、市の基準ではこれについては経過措置はなしとしております。

ただ、括弧書きにある「(集団保育の機会の設定)」などというふうに、わざわざ括弧書きでくくっておりますけれども、これ、言い方を変えますと、連携施設の一つの役割としまして、3歳になったときの行き先ですね、3歳になった後、その方たちの行き先に連携施設がなるという決まりがございます。

現在、千葉市ではグループ型小規模保育事業、これがこれから行われます小規模保育事業のC型というものに新制度上変わってまいります、そのグループ型小規模保育事業で3歳となった児童は、翌春、今現在、千葉市では最優先で希望する保育所に入れるということにしてあります。もちろん一つの枠しかないところに最優先の方ばかりが集まりましたら、それはどなたかが入所は無理になるのですけれども、基本的にはほとんどの方がご希望のところに入れているという状況で現在運営をしております。

これにつきまして、今の時点で経過措置なしで、来年度からすぐに連携施設で必ず受け入れるとなると、逆に利用者にとって入れないような難しい状況が生じる可能性がございますので、これにつきましては、当面、5年間の経過措置を使いまして、今のまま、どこかしら希望するところに入れるという状況にしていきたいと考えております。

それから、非常災害対策ですけれども、これにつきましては参酌すべき基準なのですが、けれども、非常用物資の確保に努めるということで、上乘せしております。

なお、「(参考)」、乳児室の面積なのですが、乳児室の面積という意味では、先ほどの幼保連携型認定こども園と同様に、同じような問題があるのですけれども、この地域型保育事業につきましては、最初から国基準で、乳児室、それからほふく室ともに児童1人当たり3.3㎡と決められておりますので、市の上乗せはこれについてはしないということです。

続きまして、(イ)家庭的保育事業に関する上乘せ基準ですが、保育従事者の要件。国の基準では、家庭的保育者、一定の研修を受けた方なので、いわゆる資格はお持ちでない方でもなることは可能なのですけれども、千葉市の基準では、保育士、看護師、幼稚園教諭、これらの免許、資格をお持ちの方に限るとしております。

裏面に参りまして、次が、小規模保育事業のA型とB型になります。

これにつきましては、参考で、特に上乘せという意味ではないのですが、児童1人当たりの職員の配置基準のお話になるのですが、国の基準は児童6人に対して保育士1人となっておりますが、本市の基準では上乘せはしない。先ほどの幼保連携型認定こども園との並びで言えば、ここ、5対1にすべきというご意見もあろうかと思いますが、これはもともと国基準において1人加配するとなっております、実質的に5対1保育というのが担保されることになっておりますので、これについては上乘せしない。国基準のままで5対1保育が可能だということになります。

続きまして、(エ)です。小規模保育事業C型でございます。これは、先ほど申し上げましたが、現在の、千葉市のグループ型保育事業、これが新制度になるとC型になるというものでございます。一つ目、保育従事者の要件ですが、国基準では、先ほどの家庭的保育、いわゆる保育ママと同じように、家庭的保育者としての研修を受けたものであれば、資格は特段必要がないのですけれども、本市の基準といたしましては、家庭的保育者のうち1人以上は保育士とするということで、上乘せをしております。

それから、定数に係る経過措置です。これにつきましては、国としましては6人から10

人が決まりであるところ、5年間の経過措置としまして、15人までは認めます。

これは、実は今のグループ型小規模保育事業の定員というのが最大15人までという決まりで今やっております、そういったところが、移行するに当たって経過措置なしでは厳しいという趣旨であろうと考えられます。国の基準では新たに始める方についても5年間は経過措置がありなのですけれども、千葉市の場合は、新たに事業を始める方については最初から6人から10人とし、現行の事業をしている方々についてのみ経過措置を設けるといって規定をしようと考えております。

それから、次、(オ)の事業所内保育なのですけれども、これにつきましては、「(参考)」とあるように、基本的には上乘せというのは考えておりません。理由としましては、企業の福利厚生事業、これがこの事業の特性でもありますので、そこについての上乗せというのは行わないと考えております。

続きまして、(2)の運営基準なのですけれども、ここの運営基準につきましては、これは地域型、それから施設型両方にかかってくるものなのですけれども、これにつきましては2点ほどございますが、基本的には連携施設に関する経過措置、それから利用定員に関する経過措置ということで、先ほどの認可基準と同様なものを、重ねて規定している部分ですので、説明としては全く同じになりますので、割愛をいたします。

それから、続きまして、右側へ行きます、放課後児童健全育成事業に関する設備・運営基準でございます。

まず、1点目。開設時間・日数ですが、国基準では休業日以外1日3時間、1年250日以上とありますが、本市の基準では授業の終了後から午後6時まで。それと、休みは日曜・祝日、12月29日から1月3日としまして、それ以外は開所という規定にいたします。

続いて、非常災害対策ですが、これも国基準では設備設置には災害に対する計画策定、訓練の実施と規定されていますが、本市では非常用物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるという規定を置いております。

その次が、大きな2番、その他(既に制定されている保育所認可基準の改正)ということでございます、これは法令上のテクニックといいますか、つじつま合わせの部分が多いのですけれども、今回、国が新制度に移行するに当たって、新しくその他の規定をつくらせたことによって、この保育所の認可基準を若干改正しなければいけないという点がございます。

主なものとして二つだけご説明しますが、まず一つ目、看護師等を保育士とみなす配置特例基準の改正ということで、今まで、0歳児が6人以上いた場合は、保健師、看護師を1人に限って保育士としてみなすことができたという基準がございました。これは新制度に向けてというよりも、実はもう既に国の規定は変わっているのですけれども、これが若干緩和されまして、0歳児が4人以上いた場合は、看護師等を保育士とみなすことができるというふうに変更されておまして、これについての改正を市も同様に行うというのが1点目。

それから、2点目が、4階以上の避難階段に関する基準の改正ですけれども、これまで、保育所の保育室を4階以上に設置する場合は、避難用階段は屋外避難階段のみ認められていたのですけれども、同等の安全性が認められるものも可となるというものです。

それから、3点目以降につきましては、先ほど申し上げましたが、法令の技術的な部分ですので、説明としては割愛させていただきます。

最後に、スケジュールですけれども、ここには書いていないですが、6月30日には社会福祉審議会にこの条例案についてのご意見を伺ったところです。その後、7月10日から1カ月ほどパブリックコメントを行いまして、8月にそのパブリックコメントの結果も含めて、再度、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告等をいたします。そして、9月の第3回定例会。議会に条例案を提出いたしまして、条例の公布は10月、施行は4月の予定でございます。

説明は以上です。

○宮本会長 ありがとうございます。

今ご説明いただいたことは、千葉市が条例で定める必要があるということですが、この件に関しては、この委員会ではなくて社会福祉審議会の児童福祉専門分科会で既に審議済みであるということで、本日は報告事項でいただいております。

せっかくの機会ですので、何かご意見があればということですが、大変申しわけないことに、12時が迫っております。時間がもう十分にはありませんので、もしご発言があれば、限定して短くご発言いただければと思います。

それでは畠山委員と、あと、どなたがいらっしゃいますか。藤澤委員はいいですか。

○藤澤委員 結構です。

○宮本会長 では、畠山委員だけにさせていただきます。

○畠山委員 会の運営について、それから、社会福祉審議会は私も参加したのですが、これだけの大事なことが、ほとんど質問もなく、議論されて、それで、ここではもう報告事項ということで、了承されたものとして話が進んで、そのときに質問したことも全然反映されていません。

それで、今日の子ども・子育て会議、3時間でこれだけの大量のものを審議して、ほとんど聞く一方になっていると思います。それで、これで何かこの議論が深めていって、それで何か変更されるということもないし、意見を取り入れてやることもないので、できれば提案ですけども、他市では一部やっているように聞いていますが、子ども・子育て会議に専門部会を設けて、そこで制度設計とか運営とか、場合によっては一時預かりとか、もう少し人数を絞って専門部会で議論をするということではできないのでしょうか。ご提案です。

○宮本会長 確認させていただきますけど、専門部会で特に議論すべきことは何でしょうか。

○畠山委員 この制度設計に関する事とか、運営の方法とかいろいろなものがあると思

ます。細かく議論しなければいけないところが。あと、認可基準とか。

○宮本会長 今一つ、私は理解が十分できていないのですが、児童福祉専門分科会ではなく、ここで分科会を設けて行うというのは、どういう意味ですか。

○畠山委員 どうでしょうかというような提案です。

○宮本会長 これは説明していただかないと、賛否、なかなか難しいと思いますので。

○畠山委員 事業主とか、これから新規参入しようと思っている方については、この条例の改正とか、そういうことについてもすごく大事なことだと思うのですよね。

それから、これから出てくる費用の問題、保護者負担の問題だとか公定価格の問題とか、そういった細かな問題については、ある程度、人数を絞って、もう少しきちっと議論ができないかなと思います。

○宮本会長 市から今の件について。

どうぞ。

○片桐子ども未来部長 まず、話を整理いたしますと、社会福祉審議会の専門分科会でこれについてご議論いただくこととなっております。

今、畠山委員さんのおっしゃったのは、この会に専門分科会を設置してはということですか。

○畠山委員 そうです。

○片桐子ども未来部長 附属機関の設置を議会に附議した際に、この会議に分科会をつくるという制度設計をしておらない状況でございます。ですので、持ち帰らせて検討させていただきますが、厳しいかなと考えております。

以上でございます。

○宮本会長 それでは、今の報告に関しては、ご発言一つということで、大変申しわけありませんけれども、ここで打ち切らせていただきます。

それでは、あと、その他でしょうか、事務局からお願いいたします。

○植草子ども企画課長 こども企画課でございます。

その他といたしまして、次回会議の予定をお知らせいたします。

次回は8月の最終週から9月第1週の間で開催したいと考えております。

議題といたしましては、先ほどご議論いただきました量の見込みに対する確保方策、これは、施設や事業をいつどのくらい供給するかについての事務局案をお示しいたしますので、これについてご意見を伺いたいと考えております。

また、この秋の入所、入園申し込みから、新たに必要となります保育の必要性の認定に関する本市の基準、例えば保育を必要とする事由ですとか就業時間の下限、それらにつきまして事務局案をお示しし、ご意見を伺うことを予定しております。

なお、今後の国の動向や本市の施行準備の進捗等によりまして、変更や追加をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

会議が長時間になりまして、結局12時までかかってしまいましたけれども、長時間の審議にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。また、次回の子ども子育て会議はよろしく願いいたします。

○事務局 委員の皆様、長時間にわたり活発なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

閉会の前にご連絡がございます。

本日の議事録につきましては、原案を作成次第ご郵送させていただきますので、内容の確認をよろしく願いいたします。

また、お手元に日程調整表をお配りしていますが、予定をご確認いただきまして、7月11日、今週金曜日までに、ファクスにて事務局にご返送いただきますようお願いいたします。また、不明な点がありましたら事務局にお問い合わせください。

では、以上をもちまして平成26年度第2回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。